

答申（案）を 10 カ年戦略に反映したイメージと現行の 10 カ年戦略の比較表

答申（案）を 10 カ年戦略に反映したイメージ <small>下線は追加又は変更部分</small>	現行の 10 カ年戦略 <small>下線は削除又は変更部分</small>
<p style="text-align: center;">目次</p> <p>1. はじめに</p> <p>2. 現状と課題</p> <p> <u>1. 大阪府北部を震源とする地震による住宅・建築物の被害</u></p> <p> 2. 住宅</p> <p> 3. 多数の者が利用する建築物</p> <p> 4. 広域緊急交通路沿道建築物</p> <p> 5. 府有建築物</p> <p>3. 基本的な方針</p> <p>4. 目標</p> <p>5. 目標達成のための具体的な取組み</p> <p> 1-1. 木造住宅</p> <p> 1-2. 分譲マンション</p> <p> 2. 多数の者が利用する建築物等</p> <p> <u>2-1. 大規模建築物</u></p> <p> 3. 広域緊急交通路沿道建築物</p> <p> 4. 府有建築物の耐震化への取組み</p> <p> 5. 大阪府住宅供給公社による耐震化への取組み</p> <p> 6. その他</p> <p><u>6. その他関連施策の促進</u></p> <p> <u>1. ブロック塀等の安全対策</u></p> <p> <u>2. 居住空間の安全性の確保</u></p> <p> 3. 2次構造部材の安全対策</p> <p> 4. 長周期地震動の対応</p> <p> <u>5. ハザードマップの活用</u></p> <p><u>7. 耐震化の促進への社会環境整備</u></p> <p>8. 推進体制の整備</p> <p> 1. 庁内等の連携</p> <p> 2. 所管行政庁との連携</p> <p> 3. 大阪建築物震災対策推進協議会との連携</p> <p> 4. 関係団体との連携</p> <p> 5. 自主防災組織、自治会等との連携</p>	<p style="text-align: center;">目次</p> <p>1. はじめに</p> <p>2. 現状と課題</p> <p> 1. 住宅</p> <p> 2. 多数の者が利用する建築物</p> <p> 3. 広域緊急交通路沿道建築物</p> <p> 4. 府有建築物</p> <p>3. 基本的な方針</p> <p>4. 目標</p> <p>5. 目標達成のための具体的な取組み</p> <p> 1-1. 木造住宅</p> <p> 1-2. 分譲マンション</p> <p> 2. 多数の者が利用する建築物等</p> <p> 3. 広域緊急交通路沿道建築物</p> <p> 4. 府有建築物の耐震化への取組み</p> <p> 5. 大阪府住宅供給公社による耐震化への取組み</p> <p> 6. その他</p> <p><u>6. 耐震化の促進への社会環境整備</u></p> <p><u>7. その他関連施策の促進</u></p> <p> <u>1. 居住空間の安全性の確保</u></p> <p> <u>2. ハザードマップの活用</u></p> <p> 3. 2次構造部材の安全対策</p> <p> 4. 長周期地震動の対応</p> <p>8. 推進体制の整備</p> <p> 1. 庁内等の連携</p> <p> 2. 所管行政庁との連携</p> <p> 3. 大阪建築物震災対策推進協議会との連携</p> <p> 4. 関係団体との連携</p> <p> 5. 自主防災組織、自治会等との連携</p>

1. はじめに

平成7年の阪神・淡路大震災では、地震により6,434人の尊い命が奪われた。地震による直接的な死者数は5,502人、このうち、住宅・建築物の倒壊等による被害者は約9割の4,831人であったことから、地震による人的被害を減少させるためには、住宅等の耐震化を促進することが重要であると認識され、全国的に耐震化の取組みが進められてきた。

大阪府においても、平成18年に、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「耐震改修促進法」という。）に基づく、耐震改修促進計画として、「大阪府住宅・建築物耐震10ヵ年戦略プラン」を策定し、平成27年までの10年間で、耐震性を満たす住宅・建築物の割合を9割にすることを目標に、住宅・建築物の耐震化の促進に取り組んできた。

また、平成28年1月には、一層の住宅・建築物の耐震化を促進していくため、本計画を策定し、最終的に府民が耐震性のある住宅に住み、耐震性のある建築物を利用できるようになるという観点から、新しい考え方の目標を設定するとともに、大阪の地域特性に応じた耐震化を促進するためのさまざまな方策を明らかにし、さらに、耐震改修だけでなく、建替え、除却、住替えなど、さまざまな方法により、部局横断的に取り組むことや、施策効果の高いものから優先順位をつけたり、住まい手のニーズや住宅の種別、市街地特性に合った耐震化の促進を基本方針に据え、具体的な取組みを進めてきた。

こうした中、平成30年6月18日、大阪府北部を震源とする最大震度6弱を観測する地震が発生し、地震のエネルギーが比較的小さかったにもかかわらず、一部損壊が5万棟以上にものぼる住宅被害が発生するとともに、ブロック塀や家具の転倒等により尊い命が失われた。今後より大規模な地震が発生すれば、建物の倒壊などにより多くの生命・財産にかかわる甚大な被害となることが想定され、南海トラフ巨大地震の発生確率が引き上げられたという切迫した状況からも、さらに強力に耐震化に取り組む必要がある。

また、平成31年1月1日には、法に基づく国の基本方針が改正され、耐震診断義務化建築物の耐震化の目標が新たに設定された。

こうしたことから、本計画を一部改定し、住宅・建築物の耐震化やブロック塀等の安全対策の強化、耐震診断義務化建築物への新たな目標設定など、更なる耐震化の方策を明らかにし、具体的な取組みを進めることとする。

1. はじめに

平成7年の阪神・淡路大震災では、地震により6,434人の尊い命が奪われた。地震による直接的な死者数は5,502人、このうち、住宅・建築物の倒壊等による被害者は約9割の4,831人であったことから、地震による人的被害を減少させるためには、住宅等の耐震化を促進することが重要であると認識され、全国的に耐震化の取組みが進められてきた。

大阪府においても、平成18年に、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下、「耐震改修促進法」という。）に基づく、耐震改修促進計画として、「大阪府住宅・建築物耐震10ヵ年戦略プラン」を策定し、平成27年までの10年間で、耐震性を満たす住宅・建築物の割合を9割にすることを目標に、市町村及び関係団体等と連携して、住宅・建築物の耐震化の促進に取り組んできた。

近い将来、高い確率で発生すると予想されている南海トラフ巨大地震や、上町断層帯など大規模な地震から府民の生命・財産を守るためには、今後一層の住宅・建築物の耐震化を促進していく必要があるため、「大阪府住宅・建築物耐震10ヵ年戦略プラン」を改定し、最終的に府民が耐震性のある住宅に住み、耐震性のある建築物を利用できるようになるという観点から、新しい考え方の目標を設定し、大阪の地域特性に応じた耐震化を促進するためのさまざまな方策を明らかにする。

また、本計画では、耐震改修だけでなく、建替え、除却、住替えなど、さまざまな方法により、部局横断的に取り組むことや、施策効果の高いものから優先順位をつけたり、住まい手のニーズや住宅の種別、市街地特性に合った耐震化の促進を基本方針に据え、具体的な取組みを進めることとする。

2. 現状と課題

1. 大阪府北部を震源とする地震による住宅・建築物の被害

(1) 地震の概要

発生日時：平成30年6月18日

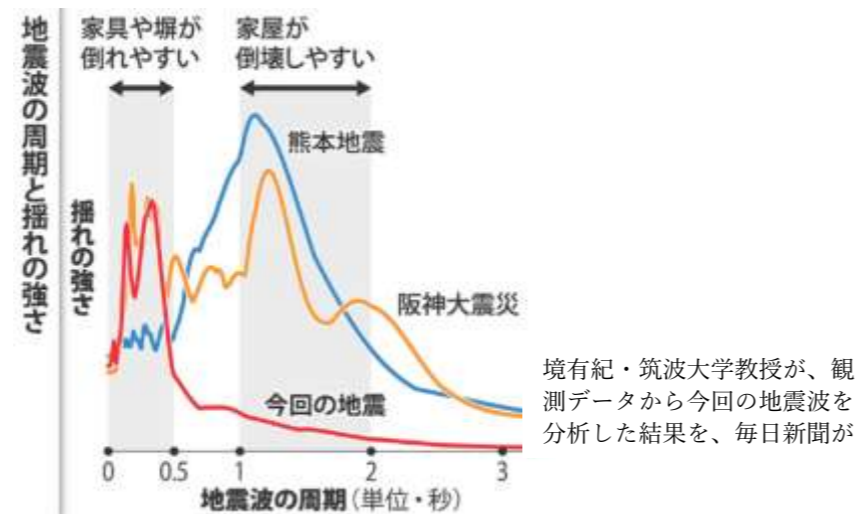
震央地名：大阪府北部（北緯34.8度、東経135.6度）

規模：マグニチュード6.1（暫定値）

各地の震度（震度6弱）：大阪市北区、高槻市、茨木市、箕面市、枚方市

地震のエネルギーが小さく、長周期の揺れは弱く短周期の揺れが強かったため、建物構造まで被害を及ぼす全壊や半壊の被害は少なく、被害を受けた多くは一部損壊であった。また、ブロック塀の倒壊や割れ、傾き等の被害が多く見られた。

図表1 地震波の周期と揺れの強さ



(2) 地震の被害

○人的被害及び住家被害の状況

図表2 (平成30年11月2日12時00分時点)

人的被害（人）			住家被害（棟）			非住家被害 （棟）
死者 ()は関連死	重傷者	軽傷者	全壊	半壊	一部損壊	
6 (1)	22	347	18	512	55,081	817

○人的被害の原因

死亡：ブロック塀の倒壊2、本棚の転倒1、自宅内での落下物2

重傷：揺れによる転倒9、家具の転倒6、ベッドからの転落1、大型ヒーターの転倒1、
外壁の崩れ1、屋内での落下物1、ブロック塀の倒壊1、屋根からの転落1、瓦の落下1

軽傷：揺れによる転倒、家具の転倒、屋内での落下物、破損したガラス・食器による

○住家被害の原因

全壊：擁壁が崩れたこと等による地面の亀裂等、建物の傾斜、基礎の被害の大きいもの

半壊：外壁や基礎のひび割れ、屋根瓦のずれ等

一部損壊：外壁や基礎のひび割れ、屋根瓦のずれ等

(3) 課題

- ① 5万棟以上の住家において一部損壊の被害があり、より大規模な地震が発生すれば、建物の倒壊や崩壊などにより生命・財産を脅かす甚大な被害を及ぼすことが想定され、住宅・建築物の耐震化の取組み強化が必要である。
- ② ブロック塀等の倒壊や家具の転倒により尊い命が失われており、これらの安全対策を強力に取組む必要がある。
- ③ 大阪府が有する建築物、ブロック塀及び2次構造部材等について、耐震対策を積極的に進め、速やかに耐震化を完了させる必要がある。

3. 基本的な方針

(2) 取組みの視点

南海トラフ巨大地震が近い将来高い確率で発生するという切迫した状況の中、平成30年6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震による被害状況や耐震化の機運の高まりを踏まえ、所有者の自己努力を促し、行政による支援の重点化などにより、府民一丸となって強力かつ早急に耐震化に取り組む。

取組みにあたっては、最終的に府民が耐震性のある住宅に住み、耐震性のある建築物を利用できるようになるという観点から、耐震改修だけでなく、建替え、除却、住替えなど、さまざまな施策を部局を越え、総合的に取り組む。

そのため、施策効果の高いものから優先順位をつけたり、住まい手のニーズや住宅の種別、市街地特性に合った耐震化を促進する。さらに、市街地特性を踏まえたモデル地区でのケーススタディを実施し、効果的な取組みについては他地区への展開を図るなど、さまざまな方策で取組みを進める。

3. 基本的な方針

(2) 取組みの視点

取組みにあたっては、最終的に府民が耐震性のある住宅に住み、耐震性のある建築物を利用できるようになるという観点から、耐震改修だけでなく、建替え、除却、住替えなど、さまざまな施策を部局を越え、総合的に取り組む。

そのため、施策効果の高いものから優先順位をつけたり、住まい手のニーズや住宅の種別、市街地特性に合った耐震化を促進する。さらに、市街地特性を踏まえたモデル地区でのケーススタディを実施し、効果的な取組みについては他地区への展開を図るなど、さまざまな方策で取組みを進める。

4. 目標

住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率（府民みんなでめざそう値）と具体的な目標の2段階の目標は、以下の設定とする。

目標1 耐震化率（府民みんなでめざそう値）

府民みんなでめざそう値とは、府民の安全・安心な生活の基盤となる住宅・建築物の耐震化を府民一丸となって進めていくため、新築や建替え、耐震改修、除却など、さまざまな手法により、府民みんながめざすべき目標として掲げるもの。

①住宅の耐震化率：平成37年までに95%

②多数の者が利用する建築物の耐震化率：平成32年※までに95%

※ 多数の者が利用する建築物の耐震化率は約90%という状況であり、かつ、公共性の高い建築物であることから、5年という短い期間で目標を設定し、耐震化の促進に取り組む。ただし、進捗状況を踏まえ概ね5年後に新たな目標を設定する。

②-1大規模建築物：

平成37年を目途に耐震性の不足するものを概ね解消することをめざす

民間建築物については、耐震化の意向を示していない所有者もあり、耐震化は容易ではないが、巨大地震発生の切迫した状況を踏まえ、高い目標を設定する

③広域緊急交通路沿道建築物：

平成37年を目途に耐震性の不足するものを概ね解消することをめざす

建物用途や所有者が多様でそれぞれ異なる課題を抱えていることから、耐震化は容易ではないが、切迫した状況を踏まえ、高い目標を設定する

4. 目標

住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率（府民みんなでめざそう値）と具体的な目標の2段階の目標は、以下の設定とする。

目標1 耐震化率（府民みんなでめざそう値）

府民みんなでめざそう値とは、府民の安全・安心な生活の基盤となる住宅・建築物の耐震化を府民一丸となって進めていくため、新築や建替え、耐震改修、除却など、さまざまな手法により、府民みんながめざすべき目標として掲げるもの。

①住宅の耐震化率：平成37年までに95%

②多数の者が利用する建築物の耐震化率：平成32年※までに95%

※ 多数の者が利用する建築物の耐震化率は約90%という状況であり、かつ、公共性の高い建築物であることから、5年という短い期間で目標を設定し、耐震化の促進に取り組む。ただし、進捗状況を踏まえ概ね5年後に新たな目標を設定する。

なお、広域緊急交通路沿道建築物については、道路機能を確保するため、平成30年度までに、全ての対象建築物の耐震改修等の終了をめざす。

目標2-1 民間住宅・建築物の具体的な目標

着実に危険な住宅・建築物を減らすため、耐震化率(府民みんなでめざそう値)の目標とは別に、個別に進行管理・評価できるような具体的な目標として掲げるもの。

1-1. 木造住宅

- ・着実に危険な住宅を減らすため、耐震化の遅れている木造戸建住宅約39万戸、全てを対象に確実な普及啓発を行うとともに、耐震化への意識が高い所有者の木造戸建住宅約5万戸※を中心に重点的な耐震化を促進する。
- ・昭和56年以前の開発団地や密集市街地など耐震性の低い住宅が集中する地区をモデルに選定してさまざまな取組みを実施し、その成果を他へ広げるなど効果的な取組みを行う。

※府内には、耐震性が不十分な木造戸建住宅が、約39万戸ある。アンケートの結果から、耐震化に非常に興味のある方が約5万戸(13.5%)あり、より具体的に確実に耐震化を進めてもらう。その他の方は、まず、強く興味を持ってもらうための意識向上を図る。また、進行管理するには、年間の戸数を別途設定する。

1-2. 分譲マンション

- ・区分所有者間の合意形成など多くの課題を有する分譲マンション約15万戸、全てを対象に確実な普及啓発を行うとともに、耐震化が見込まれる約12,000戸※を中心に建替えなどを含めた耐震化を促進する。

※分譲マンションは府内に約70万戸あり、そのうち昭和56年以前の旧耐震基準で建築されたものが約15万戸ある。そのうち、これまでの市町村による取組実績等を踏まえると、今後、耐震化が見込まれるものが約12,000戸あり、確実に耐震化を進めてもらう。また、進行管理するため、年間の戸数を別途設定する。

2. 多数の者が利用する建築物

- ・耐震性が不足する全ての建築物約5千棟を対象に確実な普及啓発を行う。
- ・耐震診断が義務となる大規模な建築物を優先して耐震化を促進する。

2-1 大規模建築物

- ・耐震性が不足する全ての建築物を対象に、所有者が具体的にイメージできる事業化の方法や耐震改修工法を提示するといった効果的な働きかけを行う。
- ・病院や学校などの特に公共性の高いものや災害時に避難場所として利用することが可能なホテル、旅館などは、特に優先して耐震化を促進する。

3. 広域緊急交通路沿道建築物

- ・災害時の道路機能を確保するため、耐震性が不足すると報告を受けた全ての建築物を対象に、所有者が具体的にイメージできる事業化の方法や耐震改修工法を提示するといった効果的な働きかけを行う。
- ・耐震性の特に低い建築物と、対象建物の集積状況や災害時における府内各地への物資等の輸送を考慮した特に優先すべき路線の沿道にある建築物を優先して耐震化を促進する。

目標2-1 民間住宅・建築物の具体的な目標

着実に危険な住宅・建築物を減らすため、耐震化率(府民みんなでめざそう値)の目標とは別に、個別に進行管理・評価できるような具体的な目標として掲げるもの。

1-1. 木造住宅

- ・着実に危険な住宅を減らすため、耐震化の遅れている木造戸建住宅約39万戸、全てを対象に確実な普及啓発を行うとともに、耐震化への意識が高い所有者の木造戸建住宅約5万戸※を中心に重点的な耐震化を促進する。
- ・昭和56年以前の開発団地や密集市街地など耐震性の低い住宅が集中する地区をモデルに選定してさまざまな取組みを実施し、その成果を他へ広げるなど効果的な取組みを行う。

※府内には、耐震性が不十分な木造戸建住宅が、約39万戸ある。アンケートの結果から、耐震化に非常に興味のある方が約5万戸(13.5%)あり、より具体的に確実に耐震化を進めてもらう。その他の方は、まず、強く興味を持ってもらうための意識向上を図る。また、進行管理するには、年間の戸数を別途設定する。

1-2. 分譲マンション

- ・区分所有者間の合意形成など多くの課題を有する分譲マンション約15万戸、全てを対象に確実な普及啓発を行うとともに、耐震化が見込まれる約12,000戸※を中心に建替えなどを含めた耐震化を促進する。

※分譲マンションは府内に約70万戸あり、そのうち昭和56年以前の旧耐震基準で建築されたものが約15万戸ある。そのうち、これまでの市町村による取組実績等を踏まえると、今後、耐震化が見込まれるものが約12,000戸あり、確実に耐震化を進めてもらう。また、進行管理するため、年間の戸数を別途設定する。

2. 多数の者が利用する建築物

- ・耐震性が不足する全ての建築物約5千棟を対象に確実な普及啓発を行う。
- ・耐震診断が義務となる大規模な建築物のなかで、病院や学校など特に公共性の高いものや災害時に避難所として利用することが可能なホテル、旅館などを優先して耐震化を促進する。

3. 広域緊急交通路沿道建築物

- ・災害時の道路機能を確保するため、今後、耐震診断の結果により耐震性が不足すると報告を受けた全ての建築物を対象に確実な普及啓発を行う。
- ・耐震性が低いものや建物の集積状況から道路を封鎖する危険性の高い建築物を優先して耐震化を促進する。

5. 目標達成のための具体的な取組み

1-1. 木造住宅

(1) 確実な普及啓発

大阪府北部を震源とする地震の被害による耐震化の機運の高まりを着実に実行につなげることが重要であり、所有者本人が、耐震化に対する理解を深め、我が身のこととして捉えるような確実な普及啓発を強力に進める必要がある。これまでの取組みの中で効果が高い個別訪問やダイレクトメール※などの取組みを重点的に行い、手続きの簡素化に資するパッケージ診断や、リフォーム事業者等と連携したバリアフリー等のリフォームの機会を捉えた耐震改修などの取組みを強化する。

※ダイレクトメール：昭和56年以前の木造住宅の所有者に対し、耐震化の必要性を示すチラシや補助制度の案内を送付するなど。



5. 目標達成のための具体的な取組み

1-1. 木造住宅

(1) 確実な普及啓発

所有者本人が、耐震化に対する理解を深め、我が身のこととして捉えるような確実な普及啓発を進める必要がある。これまでの取組みの中で効果が高い個別訪問やダイレクトメール※などの取組みを重点的に行う。

※ダイレクトメール：昭和56年以前の木造住宅の所有者に対し、耐震化の必要性を示すチラシや補助制度の案内を送付するなど。



2. 多数の者が利用する建築物等

(1) 確実な普及啓発

多数の者が利用する建築物は被害が生じた際に利用者や周辺へ与える影響が大きいことから、所有者が耐震化の重要性を理解し取組みを進められるよう個別訪問やダイレクトメールによる普及啓発を実施するとともに、耐震化の手法や I s 値と被害の関係など、所有者に耐震化の必要性等をわかりやく伝えるためのツール等の作成などにより、確実な普及啓発を行う。

2-1. 大規模建築物

(1) 確実な普及啓発

業界団体や業界団体を所管する部局と連携し、耐震化の必要性や手法、補助制度の活用をわかりやすく説明するなど、耐震化を強力かつ効果的に働きかける。

企業が所有する建築物については、企業の社会的責任（CSR）において耐震化を図る取組みを促すことを検討する。

(2) 耐震化の支援

病院や学校など特に公共性の高いものや災害時に避難場所として利用することが可能なホテル、旅館などは、特に優先して耐震化を促進する。また、使用しながらの耐震改修工事などへの対応を検討する。

(3) 各種認定等による耐震化促進

耐震改修促進法にもとづく各種認定制度を活用し、所有者にとってインセンティブとなるような公表等を行うことにより、建築物の耐震化を促進する。また、利用者に安全性を理解したうえで施設を利用してもらうため、耐震化の状況をわかりやすく公表する仕組みを検討する。

- ① 耐震改修計画の認定(法第 17 条) (再掲)
- ② 建築物の地震に対する安全性の認定(法第 22 条) (再掲)
- ③ 区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定(法第 25 条) (再掲)

2. 多数の者が利用する建築物等

(1) 確実な普及啓発

多数の者が利用する建築物は被害が生じた際に利用者や周辺へ与える影響が大きいことから、所有者が耐震化の重要性を理解し取組みを進められるよう個別訪問やダイレクトメールによる普及啓発を実施するとともに、その後も電話等により重ねて耐震化を働きかけるなど、確実な普及啓発を行う。

3. 広域緊急交通路沿道建築物

(1) 確実な普及啓発

災害発生時の救助・消火活動など、広域緊急交通路の機能確保が重要なことから、耐震性が不足する全ての建築物を対象に、個別訪問やダイレクトメールによる確実な普及啓発を実施するとともに、所有者の実情に応じて具体的にイメージできる事業化の方法や耐震改修工法を提示するといった効果的な働きかけを行う。

(2) 耐震化の支援

所有者ごとに個々の建物状況に応じた耐震化の手法や工事費等を提示することにより、所有者や建物の実態を把握し、多様な課題に対応した専門家による支援、使用しながらの耐震改修工事への対応など、実効力のある支援策について、更なる検討を継続する。

また、分譲マンションについても、大規模修繕の時期を捉えた耐震化の啓発活動を実施するとともに、耐震改修工事中の移転先の確保についても検討し、耐震化を促進する。

(3) 各種認定等による耐震化促進

耐震改修促進法にもとづく各種認定制度を活用し、所有者にとってインセンティブとなるような公表等を行うことで耐震化による資産価値を高め、建築物の耐震化を促進する。

- ① 耐震改修計画の認定(法第17条)【再掲】
- ② 建築物の地震に対する安全性の認定(法第22条)【再掲】
- ③ 区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定(法第25条)【再掲】

(4) 災害時の道路機能の確保

災害時の道路機能の確保という観点から、道路管理を所管する部局等と密接に連携し、迂回路の設定や沿道建築物の耐震化情報の共有などさまざまな方策についても検討する。

3. 広域緊急交通路沿道建築物

(1) 確実な普及啓発

災害発生時の救助・消火活動など、広域緊急交通路の機能確保が重要なことから、耐震性が不足する全ての建築物を対象に、個別訪問やダイレクトメールによる確実な普及啓発を実施するとともに、所有者の実情に応じて耐震化を働きかける。

(2) 耐震化の支援

建物の集積状況や診断結果報告をもとに、耐震性が低いものや道路を封鎖する危険性の高い建築物などについて、優先して耐震化を働きかけるとともに、図面の無い建築物や費用負担の大きい大規模建築物の所有者に対し、支援施策のあり方について、今後も更なる検討を継続する。

(3) 各種認定による耐震化促進【再掲】

耐震改修促進法にもとづく各種認定制度を活用し建築物の耐震化を促進する。

- ① 耐震改修計画の認定(法第17条)
- ② 建築物の地震に対する安全性の認定(法第22条)
- ③ 区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定(法第25条)

(4) 耐震化の完了目標と災害時の道路機能の確保

進捗状況を踏まえ耐震化の完了の目標とすべき時期を検討するとともに、耐震化できずに残る建物について、災害時の道路機能の確保という観点から、道路管理を所管する部局等と密接に連携し、さまざまな方策についても検討する。

4. 府有建築物の耐震化への取組み

これまでの、災害時に重要な機能を果たす建築物、府立学校、府営住宅、避難に配慮を要する者が利用する建築物及び不特定多数の者が利用する建築物等の耐震化の取組みを進めており、特に災害時に重要な機能を果たす建築物及び府立学校については、耐震化が完了している。

さらに、大阪府北部を震源とする地震において、公共施設のブロック塀の倒壊によって尊い人命が失われたことを教訓とし、ブロック塀の安全対策を徹底するとともに、「新・府有建築物耐震化実施方針」に基づき、府有建築物の耐震化について、利用者である府民の安全・安心を早急に確保するため、着実に進め、速やかに完了させるとともに、加えて以下の取組みを積極的に進めていく。

- 大阪府北部を震源とする地震後に実施された緊急点検の結果、危険と判断されたブロック塀について、早急に安全対策を完了させる。
- 災害時に重要な機能を果たす建築物のうち庁舎等の機能確保の強化を推進する。
- 災害時に重要な機能を果たす建築物、固定された客席を有する劇場、観覧場、集会場等の用に供する建築物など、施設の優先度を考慮して、天井等の2次構造部材等の耐震対策を積極的に進める。

なお、府営住宅については、耐震化が必要な住宅がまだ残されており、入居者の安全安心を確保するため、早期に耐震化を図る必要がある。

そのため、耐震改修や建替えの事業を最重点の取組みとし「大阪府営住宅ストック総合活用計画」に基づき、引き続き積極的に耐震化を推進する。

4. 府有建築物の耐震化への取組み

これまでの、災害時に重要な機能を果たす建築物、府立学校、府営住宅、避難に配慮を要する者が利用する建築物及び不特定多数の者が利用する建築物等の耐震化の取組みを進めており、特に災害時に重要な機能を果たす建築物及び府立学校については、概ね耐震化が完了している。

引き続き、災害時に重要な機能を果たす建築物等の耐震化を進めるとともに、今後は、府民生活を支えるための業務継続や耐震化に係る法改正への対応などについても、より積極的に検討していく必要がある。

なお、府営住宅については、耐震化が必要な住宅がまだ残されており、入居者の安全安心を確保するため、早期に耐震化を図る必要がある。

そのため、耐震改修や建替えの事業を最重点の取組みとし「大阪府営住宅ストック総合活用計画」に基づき、引き続き積極的に耐震化を推進する。

6. その他関連施策の促進

1. ブロック塀等の安全対策

① 確実な普及啓発

所有者に対して、危険性や耐久性・転倒防止対策等の知識などの効果的な普及啓発の方法を検討する。

また、住宅の耐震診断の資格を有する建築士に対しても、講習会などを通じてブロック塀の安全性の確認に関する知識を普及するとともに、住宅の耐震診断実施時に、ブロック塀等の安全性の確認も実施し、住宅の耐震化とあわせてブロック塀等安全対策の実施方策について検討する。

併せて、施工者に対しても、建築基準法の規定の遵守などを周知徹底していく。

② 安全対策の支援

民間が所有する危険性のある民間のブロック塀等を早急に撤去するため、府内全域において所有者の負担軽減策が講じられるよう支援するとともに、構造上の安全を確認できたものや、ブロック塀以外の囲障による景観や防犯面でのまちなみ等への貢献を評価し、それらへの変更インセンティブを付与するなどの発想を変えた取組み方策を研究する。

③ 行政による指導

既存の危険なブロック塀等や新設するブロック塀等に対して、総合的な安全対策を進めるため、普及啓発や所有者への支援策等とあわせて、建築基準法に基づく指導等を行う。

また、避難路等の沿道の建築物に附属する一定規模以上のブロック塀等について、耐震改修促進法に基づく通行障害建築物として耐震診断を義務付ける制度の活用等について検討する。

2. 居住空間の安全性の確保

(1) 家具の転倒防止の促進

地震でたとえ建築物が無事であっても、家具の転倒による人的被害や転倒家具が障害となり、延焼火災等からの避難が遅れるなど、被害が発生するおそれがある。

室内での人的被害を防ぎ、屋外への安全な避難を確保するためにも、家具固定の重要性について、まちまる支援事業や、キャンペーン、出前講座、パンフレットにおいて、高齢者にも取組みやすい家具転倒防止対策を示す等により実行性のある普及啓発の方策を検討、実施する。また、住宅の耐震化の重点取組み地区での危機管理部局と連携した啓発についても検討し、実施する。

7. その他関連施策の促進

1. 居住空間の安全性の確保

(1) 家具の転倒防止の促進

地震でたとえ建築物が無事であっても、家具の転倒による人的被害や転倒家具が障害となり、延焼火災等からの避難が遅れるなど、被害が発生するおそれがある。

室内での人的被害を防ぎ、屋外への安全な避難を確保するためにも、家具固定の重要性について、まちまる支援事業や、キャンペーン、出前講座、パンフレット等により普及啓発を行う。

3. 2次構造部材の安全対策

(1) ブロック塀等の安全対策

南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会（大阪府）によると、地震発生時のブロック塀等の倒壊で、死者・負傷者が出るのが予想されている。府又は市町村は、ブロック塀等の耐久性・転倒防止策等についての知識の普及に努めるとともに、危険なブロック塀等の所有者へ注意喚起、安全な改修工法の普及を促進する。

3. 2次構造部材の安全対策

(1) ガラス、外壁材、屋外広告物、天井等の脱落防止対策

【窓ガラスや外壁等】

地震時には、市街地内のビルのガラスが割れ、道路に大量に落下し負傷者等が発生する事態が想定される。市町村と連携して、所有者や管理者に対して窓に飛散防止フィルムを貼ることや外壁の改修工事による脱落防止対策について普及啓発を継続し、併せて大規模修繕時の脱落防止対策の実施など、適切な維持管理について、業界団体等と連携した啓発の方策の検討を行うとともに、脱落により危害を加える恐れのある建築物の所有者には改善指導を行うことなどを検討する。

(2) エレベーターの閉じ込め防止対策

大阪北部を震源とした地震の発生時において、約 66,000 台のエレベーターが緊急異常停止し、339 件のエレベーター内への閉じ込めが発生した。これを受け、国において、閉じ込め対策として早期救出や安全確保、停止したエレベーターの早期復旧、故障・損傷の抑止について、エレベーター業界を中心とした取組みの方向を示した。

今後は、市町村等と連携し、定期検査等の機会を捉え、現行指針に適合しないエレベーターの地震時のリスク等を建物所有者等に周知し、安全性の確保を推進する。

また、パンフレット等により、建物所有者等に日常管理の方法や地震時の対応方法、復旧の優先度・手順等の情報提供を行う。

(2) ガラス、外壁材、屋外広告物、天井等の脱落防止対策

【窓ガラスや外壁等】

地震時には、市街地内のビルのガラスが割れ、道路に大量に落下し負傷者等が発生する事態が想定される。市町村と連携して、窓に飛散防止フィルムを貼ることや外壁の改修工事による脱落防止対策について普及啓発を行うとともに、脱落により危害を加える恐れのある建築物の所有者には改善指導を行うことなどを検討する。

(3) エレベーターの閉じ込め防止対策

地震発生時には、エレベーターが緊急異常停止し、エレベーター内に人が閉じ込められるなどの被害が想定される。

市町村と連携し、定期検査等の機会を捉え、現行指針に適合しないエレベーターの地震時のリスク等を建物所有者等に周知し、安全性の確保を推進する。

また、パンフレット等により、建物所有者等に日常管理の方法や地震時の対応方法、復旧の優先度・手順等の情報提供を行う。